

市税に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成14年法律第151号。以下「法」という。）、船橋市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成18年船橋市条例第3号。以下「条例」という。）及び船橋市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成18年船橋市規則第112号。以下「規則」という。）の規定に準じて、市税に係る行政手続等を電子情報処理機構を使用する方法その他の情報通信を利用する方法により行わせ、又は行う場合において、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 協議会 地方税電子申告システムの共同開発及び共同運営等を行うため平成15年8月7日に都道府県及び政令指定都市が設立した、一般社団法人地方税電子化協議会をいう。
- (2) システム 地方税における申告等の手続を、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法を利用して行うために、協議会が開発及び運営する地方税ポータルシステムその他情報処理機構をいう。
- (3) 運営団体 システムの運営に参加している地方公共団体をいう。
- (4) 電子署名 電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）第2条第1項に規定する電子署名をいう。
- (5) 電子証明書 規則第4条第2項に規定する電子署名を行った者を確認するために作成された電磁的記録で、次のアからウのいずれかに該当するものをいう。
 - ア 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第3条第1項に規定する署名用電子証明書
 - イ 商業登記規則（昭和39年法務省令第23号）第33条の8第2項に規定する電子証明書
 - ウ ア及びイに掲げるもののほか、これらと同様の機能を有する電磁的記録として協議会が認めたもの
- (6) 識別符号 システム利用者を特定する際のセキュリティを確保し、利用者を特定す

ることを目的として、システム利用者に付与する番号をいう。

(7) 暗証符号 システム利用者を特定する際のセキュリティを確保し、該当者が否かをコンピューターで照合することを目的として、システム利用者に付与する番号をいう。

2 前項に規定するもののほか、この要綱で使用する用語は、法又は条例で使用する用語の例による。

(申告等の指定)

第3条 法第3条第1項若しくは条例第3条第1項の規定に基づき又は準じて、電子情報処理組織を利用して行わせることができる市税に係る申告等は、次に掲げるものとする。

税目	電子申告	電子申請・届出
個人市民税	・ 給与支払報告書、給与支払報告・特別徴収に係る給与所得者異動届出 ・ 普通徴収から特別徴収への切替申請 ・ 退職所得に係る納入申告及び特別徴収票又は特別徴収税額納入内訳届出	特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書
法人市民税	予定申告、中間申告、確定申告、修正申告等	法人設立・設置届、異動届
固定資産税 (償却資産)	全資産申告、増加資産／減少資産申告、修正申告等	
事業所税	確定申告、修正申告	貸付申告書

(利用届出)

第4条 電子情報処理組織を使用して申告等を行おうとする者は、システムを用いて、次に掲げる事項をあらかじめ市長に届け出なければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所若しくは居所又は所在地
- (2) 情報通信の技術を利用する手続等の範囲
- (3) 前2号に掲げるもののほか、行政手続等に必要と認められる事項

2 前項の届出にあつては、当該届出に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書と併せて、送信することにより行うこととする。ただし、第5条第1項に規定する申告等を行うに際し、同項ただし書により当該申告等を行おうとする者については、電子署名及び電子証明書は省略することができる。

3 市長は、第1項の届出を受理したときは、当該届出をした者に対し、識別符号及び暗証符号を通知するものとする。

4 前項の識別符号及び暗証符号は、協議会の標準仕様に基づくものとする。

5 市長は、第3項の規定にかかわらず、第1項の届出をした者が本市以外の運営団体か

ら識別符号等の通知を受けている場合は、識別符号及び暗証符号を通知しないものとする。

- 6 第1項の届出をした者は、同項の届出事項に変更が生じた場合又は電子証明書の更新を行った場合は、システムから送信することにより、遅滞なくその旨を市長に届け出るものとする。

(電子情報処理組織による申告等)

第5条 電子情報処理組織を使用して申告等を行う者は、協議会が提供する利用者用ソフトウェア又はこれと同様の機能を有するものを用いて、本市の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて通信できる機能を備えた電子計算機から、当該申告等につき規定した法令等の規定において書面等に記載すべきこととされている事項並びに同項の規定により通知された識別符号及び暗証符号を入力して、当該申告等の情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書と併せてこれらを送信することにより、当該申告等を行わなければならない。ただし、申告等を行おうとする者が、税理士法（昭和26年法律第237号）第2条第1項第2号に規定する税務書類の作成を委嘱し、当該委嘱を受けた者が電子情報処理組織を使用して当該申告等を行う場合において、当該税務書類の作成を委嘱した者に係る識別符号及び暗証符号を入力して申告等を行う場合に当該委嘱した者に係る電子署名及び電子証明書は省略することができる。

- 2 前項の規定により申告等を行う者は、当該申告等を書面等により行うときに併せて提出すべきこととされている書面等（以下「添付書面等」という。）を提出しなければならない。ただし、市長が当該添付書面等に記載されている事項又は記載すべき事項を併せて入力して送信させることをもって、当該添付書面等の提出に代えると認める場合は、この限りではない。

(手続の細目)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項及び手続の細目については、別に定めるところによる。

- 2 システムの利用に当たっては、協議会が定める地方税ポータルシステム利用規約等を遵守しなければならない。

附 則

(施行期日)

第1条 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年1月31日から施行する。